

検体採取および検査で使⽤した 機材の廃棄について

★病理部では、検体採取および検査で使⽤した機材は管理課⽤度第三掛により定められた「医療現場で発生した廃棄物の分別⽅法」（「感染制御部ホームページ」参照）に従い分別し、適切に廃棄しています。

★組織標本(迅速組織標本・生検)作製過程の残容器などの機材は、約一ヶ月保存し廃棄します。

★病棟・外来での検体採取で使⽤した機材に関しても、「医療現場で発生した廃棄物の分別⽅法」（「感染制御部ホームページ」参照）に従い分別し、適切に廃棄してください。